

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高知県知事

## 公表日

令和4年10月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当の認定や給付等に関する事務を行う。</p> <p>【処理内容】</p> <p>①認定請求の受理、認定及び認定結果の通知 ②額改定届け又は額改定請求書の受理、審査及び額改定結果の通知 ③氏名、住所、支払方法の変更届の受理及び変更 ④所得状況届の受理、審査及び審査結果の通知 ⑤未支払手当請求の受理及び未払通知書の交付</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二 第16項、第19項、第26項、第30項、第56の2項、第57項、第87項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第66項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県子ども・福祉政策部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知県総務部法務文書課(個人情報コーナー)780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9663

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	I 関連情報 5	高知県地域福祉部障害保健福祉課	高知県地域福祉部障害福祉課	事後	H30.4.1～課名変更による
平成30年7月31日	I 関連情報 5	課長 梅森 実	障害福祉課長	事後	様式変更による
平成30年7月31日	I 関連情報 8	高知県地域福祉部障害保健福祉課	高知県地域福祉部障害福祉課	事後	H30.4.1～課名変更による
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 1	1,000人以上1万人未満		事後	時点変更
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 2	500人未満		事後	時点変更
平成30年12月27日	I 関連情報 7	高知県総務部文書情報課(個人情報コーナー) 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-8523-9156	高知県総務部文書情報課(個人情報コーナー) 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156	事後	電話番号修正
平成30年12月27日	I 関連情報 8	高知県地域福祉部障害福祉課	高知県地域福祉部障害福祉課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9663	事後	住所及び電話番号追記
平成30年12月27日	IV リスク対策			事後	様式変更による
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 1	平成30年7月31日	令和元年7月2日		時点変更
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 2	平成30年7月31日	令和元年7月2日		時点変更
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 1	令和元年7月2日	令和2年9月1日		時点変更
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 2	令和元年7月2日	令和2年9月1日		時点変更
令和2年10月6日	I 関連情報 7	高知県総務部文書情報課(個人情報コーナー) 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-8523-9156	高知県総務部法務文書課(個人情報コーナー) 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-8523-9156	事後	R2.4.1～課名変更による
令和3年9月1日	I 関連情報 5	高知県地域福祉部障害福祉課	高知県子ども・福祉政策部障害福祉課	事後	R3.4.1～部名変更による
令和3年9月1日	I 関連情報 8	高知県地域福祉部障害福祉課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9634	高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9634	事後	R3.4.1～部名変更による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年9月1日	令和3年9月1日		時点変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年9月1日	令和3年9月1日		時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4	番号法第19条7号	番号法第19条8号		番号法第19条改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 1	令和3年9月1日	令和4年9月1日		時点変更
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 2	令和3年9月1日	令和4年9月1日		時点変更